

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和元年6月27日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年6月27日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

 原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第 108 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

令和元年6月27日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成31年4月4日 奈良市指令整開 第18A-051号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和元年6月27日 第1692号

公共施設 令和元年6月27日 第830号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中山町1408番、1409番1、1410番及び1415番4

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法華寺町1228番地

株式会社ハウスプロジェクト 代表取締役 小田 孝洋

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市中山町1409番1、1410番及び1415番4の各一部

(2) 下水道

奈良市中山町1409番1、1410番及び1415番4の各一部

奈良市告示第110号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和元年6月28日

奈良市長仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年6月28日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

 原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

查

監

奈良市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表します。

令和元年6月25日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 道 端 孝 治
同 三 橋 和 史

産業政策課（旧商工労政課）

監査結果公表日 平成29年7月3日（奈良市監査委員告示第12号）

措置結果通知日 令和元年6月11日

[監査の結果]	[措置の内容]
(3) 奈良県工芸協会事業補助金について、平成28年度の決算書等を査閲したところ、基金への積立てが行われており、補助金の申請時に添付されている平成27年度の決算書でも同様に積み立てられていたが、基金の全体額がわかる書類を徴取していなかった。 基金等を設けている場合は、補助金の交付申請及び実績報告の際に、基金等を含めた全体の収支状況を明確にした書類を徴取されたい。 また、基金残高を把握した上で、補助金を交付する必要性の有無を検討されたい。	(3) 基金への積立金を計上した予算書及び決算書を徴取し、基金残高を含む収支状況全体を把握するようにしました。その結果、補助金を交付する必要性は低いと判断し、平成30年度から補助金を交付しないことを決定しました。以後、補助金の交付は行っていません。

医療政策課（旧医療事業課）

監査結果公表日 平成 30 年 6 月 29 日（奈良市監査委員告示第 10 号）

措置結果通知日 令和元年 6 月 13 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>病院事業会計では切手の購入を行わず、一般会計で購入した切手を、病院事業会計の郵便物送付に使用していました。</p> <p>各会計における費用を適切に把握するため、切手は会計ごとに購入した上で、病院事業会計の切手類受払簿を作成し、管理されたい。</p>	<p>令和元年度から、病院事業会計においても、通信運搬費の予算を計上した上で切手を購入し、病院事業会計用の切手類受払簿を作成しました。以後、会計ごとに適正に管理しています。</p>

奈良市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

令和元年6月25日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	中	本	勝
同	道	端	孝治
同	三	橋	和史

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

(1) 柳川 英紀

大阪府豊中市螢池西町1丁目25番7-301号

(2) 松田 章汰

大阪府高槻市宮之川原元町10-11 ルシアコートマーブル102号

(3) 吉岡 千浩

大阪府大阪市阿倍野区天王寺町南3丁目8番7-405号

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和元年6月25日から令和2年3月31日まで

奈良市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和元年 6月28日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 道 端 孝 治
同 三 橋 和 史

奈監第23号
令和元年6月28日

奈良市長 仲川元庸様
奈良市議會議長 森田一成様

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 道 端 孝 治
同 三 橋 和 史

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

なお、平成31年4月1日に組織・機構が再編されていますが、今回の定期監査は、平成30年度の財務に関する事務の執行について実施したので、監査対象を旧組織名で表記しています。

1 監査対象

総合政策部	秘書課	広報戦略課	危機管理課
総務部	人事課	法務ガバナンス課	保健所・教育総合センター管理課
財務部	納税課	滞納整理課	

福祉部	福祉政策課 障がい福祉課 国保年金課 介護福祉課
子ども未来部	子ども政策課 子ども育成課（児童館を含む） 子育て相談課（子ども家庭相談室、児童相談所設置準備室を含む）
健康医療部	医療政策課 保健・環境検査課 生活衛生課
観光経済部	産業政策課 農政課
公平委員会事務局	

2 監査期間

平成 31 年 4 月 9 日から令和元年 6 月 28 日まで

3 監査方法

平成 30 年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成 31 年 2 月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。なお、監査は行政監査的な視点にも留意して実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

総合政策部

危機管理課

- (1) 奈良市災害対策情報伝達システム（Web 会議システム）利用契約について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号により 1 者見積りによる随意契約を締結していたが、予定価格調書の金額は随意契約の範囲額を超えていた。予定価格が競争入札を行うべき金額であることから、適正な契約事務を行われるよう厳重に注意されたい。また、これらを含め事務処理に誤りが複数見受けられたことから細心の注意を払い適正な事務処理を行わみたい。

(2) 防犯カメラ電柱共架料について、関係書類を査閲したところ、電力会社及び電信電話会社と5年間の長期継続契約を締結していた。

当該契約は、防犯カメラを設置するため電柱の一部を借りる契約であり、奈良市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用基準に規定されている「物品のリース契約」に該当しないため、単年度契約で締結されたい。

(3) 防災対策維持経費の委託料について関係書類を査閲したところ、備品購入費から予算流用して執行していたが、支出負担行為書の起票日が、予算流用通知書の確定日より前の日付になっていた。

支出負担行為は、地方自治法第232条の3に規定されているとおり、予算の定めるところに従わなければならぬことから、予算流用確定後に行われたい。

総務部

人事課

観光庁に観光行政実務研修として派遣されている職員の出張旅費において、観光戦略課長又は観光経済部長の出張命令により、市外旅費及び外国旅費が人事課から支給されているが、復命書は派遣先である観光庁にのみ提出されており、人事課及び派遣元である観光戦略課、どちらの課も復命書の提出を受けていなかった。

出張命令及び旅費の支給も行っていることから、奈良市職員服務規程第23条に基づき、所属部署に対して復命書の提出を受け出張内容を確認するよう指導するとともに、旅費執行の妥当性を確認されたい。

【意見】

宿泊料が限定支給された際の食事代について

職員等が出張し、宿泊費が限定支給された際の食事代については、「服務に関する制度の改正について」（平成23年4月1日施行）及び「旅費の取扱いについて」（平成29年8月21日付け奈総人号外）によって通知されているが、職員等の旅費に関する条例等には規定がなく、通知の確認不足による支給漏れが見受けられた。

支給漏れを防ぐためにも、職員等の旅費に関する条例等への規定を検討されたい。

【意見】

審議会等委員の費用弁償について

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例には、非常勤の特別職の職員が、その職務のために旅行したときは費用弁償を支給すると規定されている。しかし、市の附属機関である審議会等の委員（非常勤の特別職の職員）が会議に出席する場合の費用弁償（市内旅費を含む）を支給している事例と支給していない事例があった。

これは、費用弁償の取扱いは同条例で規定されているが、委員が会議に出席する場合の取扱いの解釈が統一されていないためである。取扱いが統一できるよう条例の見直しを行うなど対応策を検討されたい。

保健所・教育総合センター管理課

施設修繕について、関係書類を査閲したところ、写真及び完了届を徴取していない事例が複数見受けられた。

地方自治法第234条の2の規定より、職員は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするための検査をしなければならず、写真及び完了届は履行確認に必要な書類であることから、漏れなく徴取されたい。

福祉部

福祉政策課

介護予防・生活支援サービス事業事務経費の委託料について関係書類を査閲したところ、地域介護予防活動支援事業経費の委託料から予算流用して執行していたが、支出負担行為書の起票日が、予算流用通知書の確定日より前の日付になっていた。

支出負担行為は、地方自治法第232条の3に規定されているとおり、予算の定めるところに従わなければならないことから、予算流用確定後に行われたい。

障がい福祉課

社会福祉事務経費の償還金利子及び割引料について関係書類を査閲したところ、

支出負担行為書の起票日が、補正予算の成立日より前の日付になっていた。

支出負担行為は、地方自治法第232条の3に規定されているとおり、予算の定めるところに従わなければならないことから、予算流用確定後に行われたい。

【意見】

「みどりの家はり・きゅう治療所」運営経費とサービスの公平性について

「みどりの家はり・きゅう治療所」は、昭和 53 年（1978 年）に東洋医学と西洋医学の統合医療により心身障がい者（児）や難病患者の機能障害や能力低下及び病気の予防と健康のための治療を行うため、奈良市総合福祉センター内に開設され、治療費は無料である。平成 30 年度は延べ 3,360 人が利用しているが、同じ利用者が何回も利用しており、実質的な利用者数は約 80 人と固定化している。利用可能対象者数約 1 万人に対する利用者割合は約 0.8% と極めて低い状態である。市から運営経費として、みどりの家鍼灸院運営委託料が毎年支出されている。当該委託料は、治療業務に対する委託料として支払われているが、単価×治療回数による積算ではなく、鍼灸師、事務員等治療所職員 3 名分の人件費相当額を委託先に支払っている。委託料以外には、医師への報償費、鍼、もぐさなどの医薬材料費、消耗品費等が支出されており、平成 30 年度の支出予算合計額は 18,142,000 円となっている。当該治療所の年間運営経費を固定利用者数約 80 人で割ると、患者一人当たりのコストは年間 226,775 円となる。

当該治療所は、障がい者のための施設であり配慮は必要であるが、費用対効果及び公平性の観点から運営状況について妥当であるか、所管課は検討する必要があると考えられる。開設された 40 年余り前と比較すると医療は進歩し、病気に対する治療方法等も進み、社会環境及び財政状況も大きく変化していることから「みどりの家はり・きゅう治療所」の運営経費を含めた事業運営の見直しを行われ、より良い福祉サービスとなるよう努められたい。

国保年金課

(1) 国民健康保険料の前年度収入未済分の繰越調定において、監査基準日である平成 31 年 2 月末日現在で調定が行われていなかった。

調定は金額が確定次第、速やかに行われたい。

(2) 奈良市国保年金システムのシステム修正委託において、受注者から再委託

承認申請書が提出されていたが、承認手続を経た書面が存在しなかった。

再委託は、委託契約書第4条及び奈良市個人情報取扱特記事項第7条に規定されているとおり原則禁止となっており、申請内容が妥当である場合に限って書面で事前承認を行う例外的なものであり、書面による手続がなされていなければ、再委託先において個人情報の取扱いに事故があった場合、責任の所在が不明確となりかねない。

また、受注者とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、競争入札に適しないものとして随意契約を締結していることから、再委託を承認する場合はより一層厳格な審査が必要となる。

これらのことから、受注者から再委託の申請があった場合、市は申請内容が妥当であるか、再委託の理由が随意契約の趣旨と矛盾しないかといった点について適切に審査を行った上で、承認する際には契約書等に基づき書面にて事務手続を行われたい。

健康医療部

医療政策課

研修に参加した職員2人の市外旅費において、研修施設に宿泊し、宿泊料を限定支給していたが、夕食代及び朝食代を支給していなかった。

「服務に関する制度の改正について」（平成23年4月1日施行）によると、旅程において宿泊料を限定支給し、かつ、各自自由食となる場合、食事代を別途定額支給することになっているため、適正な事務処理を行われたい。

観光経済部

産業政策課

奈良市勤労者総合福祉センターの使用料については、収納事務を指定管理者に委託している。使用申請書の申請項目に載っていないトレーニングルームとシャワー室の使用申請については、使用券が受付で交付されており、半券が控えとして存在していたが、使用券の存在を所管課は把握していなかった。そのため、トレーニングルームとシャワー室の使用料については指定管理者が作成した報告書でしか確認を行っていなかった。また、半券と照合を行ったとしてもトレーニングルームとシャワー室の入室時に指定管理者は使用券の確認を行っておらず、使用券がなくても施設の使用が可能であり、実際の使用者数と使用券の半券の枚

数が合致するのか確認できない状態であった。

所管課は、現場の状況を把握し使用料が適切に徴収できる状況を整えた上で、
使用料の報告が正確であるか証拠書類と計数照合を行い、確認を行わせたい。

【複数課にわたる共通意見】

補助金における収支決算書等の内容確認について

市が交付する補助金について、所管課は補助金交付団体から収支決算書を微取しているが、領収書等の外部証拠資料との照合による計数の確認は行っていない事例がほとんどであった。

所管課は、領収書等の原本を基に、補助金が補助対象外経費に支出されていないか確認した上で収支決算書との突合を行い、補助金の交付目的に沿って執行されているかを適切に把握されたい。また、領収書等を確認した際には原本に証跡を残し写しを保管するなど、事後の説明責任を担保する必要がある。

公營企業

奈良市企業局告示第8号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成26年奈良市企業局管理規程第4号）第10条の規定により、次のとおり告示します。

令和元年6月28日

奈良市公営企業管理者

池田 修

1 指定年月日

令和元年6月28日

2 指定工事店

区域	受付番号	指定番号	店舗の所在地	会社名または商号	代表者または氏名
市内	1	第481号	奈良市朱雀六丁目1 9-12A102	弘田設備	弘田 貴之
市内	2	第482号	奈良市池田町415 -3	株式会社大西商店 奈良営業所	大西 正晃
市外	3	第483号	北葛城郡広陵町大字 南郷278番地5	有限会社 高倉設備工業	高倉 啓安
市内	4	第484号	奈良市杏町568- 1 B-105	やまと技建	池田 将也

教育委員會

奈良市教育委員会告示第3号

令和元年6月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和元年6月26日

奈良市教育委員会

教育長 中室雄俊

1 日 時

令和元年6月28日（金）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟6階 第21会議室

3 会議に附すべき事案

議事

議案第15号 旧並松小学校の土地、建物及び工作物の用途廃止について

議案第16号 奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業実施要綱の一部改正について

議案第17号 奈良市文化財保護審議会 臨時委員（史跡名勝天然記念物保存活用部会委員）の解嘱及び委嘱について

議案第18号 令和2年度奈良市立高等学校入学者選抜検査問題作成委員会委員の任命について

協議事項

「Society5.0において奈良市教育委員会の果たすべき役割～AIに代替できない力をつけるために～」

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

会

議

奈良市議会告示第1号

議会議長 東久保 耕也 は、本日の議会定例会において、
議会議長を辞職しました。

令和元年6月25日

奈良市議会副議長
森岡 弘之

奈良市議会告示第2号

議会議員 森 田 一 成 は、本日の議会定例会において、議会議長に当選しました。

令和元年6月25日

奈良市議会議長

森 田 一 成

奈良市議会告示第3号

議会副議長 森 岡 弘 之 は、本日の議会定例会において、議会
副議長を辞職しました。

令和元年6月26日

奈良市議會議長

森 田 一 成

奈良市議会告示第4号

議会議員 宮 池 明 は、本日の議会定例会において、議会副議長に当選しました。

令和元年6月26日

奈良市議会議長

森 田 一 成

奈良市議会告示第5号

本日の議会定例会において、次のとおり議会運営委員会の委員を選任しました。

令和元年6月26日

奈良市議会議長

森 一 成

道 端 孝 治
樋 口 清 二 郎
白 川 健 太 郎
階 戸 幸 一
横 井 雄 一
八 尾 俊 宏
田 畑 日 佐 恵
井 上 昌 弘
伊 藤 刚

奈良市議会告示第6号

本日、次の者が議会運営委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

令和元年6月26日

奈良市議会議長

森 一 成

委員長 道 端 孝 治
副委員長 伊 藤 剛

奈良市議会告示第7号

令和元年6月26日、議会改革推進特別委員会の宮 池 明 委員が
辞任したので、同日、森 岡 弘 之 議員が同委員に就任しました。

令和元年6月26日

奈良市議会議長

森 田 一 成

奈良市議会告示第8号

本日、次の者が議会改革推進特別委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

令和元年6月26日

奈良市議会議長

森田一成

委員長 太田晃司

副委員長 森岡弘之

奈良市議会告示第9号

本日の議会定例会において、次のとおり議会常任委員会の委員を選任しました。

令和元年6月27日

奈良市議会議長

森田一成

総務委員会

塚本勝
宮池明
三橋和史
山口裕司
内藤智司
森田成
北良晃

観光文教委員会

林階行
戸幸一
横井雄一
北村拓哉
東久保耕也
中西吉日出
伊藤剛
森岡弘之

厚生消防委員会

道 端 孝 治
山 出 哲 史
阪 本 美 知 子
白 川 健 太 郎
早 田 哲 朗
酒 井 孝 俊
八 尾 宏
藤 田 幸 代

市民環境委員会

樋 口 清 二 郎
松 下 幸 治
山 本 直 子
太 田 晃 司
田 畑 日 佐 恵
三 浦 教 次
鍵 田 美 智 子

建設企業委員会

山 本 憲 肇
大 西 淳 文
柿 本 元 気
九 里 雄 二
松 石 聖 一
井 上 昌 弘
土 田 敏 朗

予算決算委員会

道	端	孝	治	口	裕	司哉
塚	本	勝	勝	村	拓	宏也
樋	口	二	郎	尾	俊	司代
山	出	哲	史	久	耕	惠
林		政	行	保	智	佐
松		幸	治	藤	幸	次
阪		美	子	田	日	一子
山		直	子	畠	雄	弘朗
白		健	郎	里	教	晃
山		憲	宥	浦	聖	出剛
太		晃	司	石	美昌	之
階		幸	一	田	敏良	
横		雄	明	上	吉	
宮			朗	田		
早				西		
三				藤		
大				岡		
柿						
酒						

奈良市議会告示第10号

本日、次の者が議会常任委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

令和元年6月27日

奈良市議会議長

森田一成

総務委員長 内藤智司

同 副委員長 山口裕司

観光文教委員長 伊藤剛

同 副委員長 階戸幸一

厚生消防委員長 八尾俊宏

同 副委員長 白川健太郎

市民環境委員長 山本直子

同 副委員長 田畠日佐恵

建設企業委員長 九里雄二

同 副委員長 柿本元氣

予算決算委員長 宮池明

同 副委員長 道端孝治

奈良市議会告示第11号

本日の議会定例会において、次のとおり広報広聴委員会の委員を選任しました。

令和元年6月27日

奈良市議会議長

森田一成

山	出	哲	史
林		政	行
横	井	雄	一
早	田	哲	朗
酒	井	孝	江
山	口	裕	司
東	久保	耕	也
内	藤	智	司
藤	田	幸	代
北		良	晃

奈良市議会告示第12号

本日、次の者が広報広聴委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

令和元年6月27日

奈良市議会議長

森田一成

委員長 横井雄一

副委員長 早田哲朗

奈良市議会告示第13号

本日の議会定例会において、次のとおり本庁舎のあり方検討特別委員会の委員を選任しました。

令和元年6月27日

奈良市議会議長

森 田 一 成

松	下	幸	治
山	本	憲	宥
太	田	晃	司
早	田	哲	朗
大	西	淳	文
柿	本	元	氣
内	藤	智	司
三	浦	教	次
井	上	昌	弘
伊	藤		剛

奈良市議会告示第14号

本日、次の者が本庁舎のあり方検討特別委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

令和元年6月27日

奈良市議会議長

森 田 一 成

委員長 山 本 壽 育

副委員長 伊 藤 剛